官　報　告

官　庁　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第６項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和８年９月２日付けで次のように変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和８年９月24日　　農林水産大臣　簗　　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる傍線部分がないものは、これを削る。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改正後

第１　（略）

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１・２　（略）

３　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）については、令和８年６月末時点の水田における作付意向や10a当たり平均収量（ふるい目幅1.70㎜ベースの10a当たり収量の令和７年産までの５か年中最高値及び最低値を除く３か年平均値）、令和８年産水稲の８月15日現在における10a当たり収量の平均比見込みを考慮して、幅をもって設定することとします。

具体的な算出方法は、都道府県別に、令和８年６月末時点の作付意向の作付面積に10a当たり平均収量及び令和８年産水稲の８月15日現在における10a当たり収量の平均比見込み（最小値、中央値、最大値）を乗じて生産量を推計し、全都道府県を合計します。

なお、８月20日までの営農計画書等の変更を踏まえた水田における作付面積や、作物統計の調査結果により、今後変更が見込まれます。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産	玄米ベース	735万玄米トン～754万玄米トン（中央値745万玄米トン）
	精米ベース	652万精米トン～674万精米トン（中央値663万精米トン）

改正前

第１　（略）

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１・２　（略）

３　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産主食用米等の生産量の見通し（玄米ベース）は、令和８年３月の基本指針で設定した711万玄米トンです（令和８年産主食用等の生産量は、作柄等により上下します。）。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

表４　令和８年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）

令和８年産	玄米ベース	711万玄米トン
	精米ベース	630万精米トン～635万精米トン